

窓口で、「なんで農用地域から除外ができないのか?」と聞かれたときに、根拠をあなたは答えられますか?

「農業委員会がダメというから…」その答え間違っています

農業振興地域の整備に関する法律 初任者研修のご案内

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)のご担当者(初任者け)の研修会を下記のとおり開催します。

行政で実施されている初任者研修においては事務の流れを勉強するのが精一杯ではないかと思えます。今回の研修では、法律根拠から実際の事務の流れや住民の方に対する説明に関することまでお話しをさせていただきます。

農業委員会事務局の方にも農地転用許可に関係することから是非知っておいていただきたい内容となっています。

日 時:令和8年5月28日(木)10:30~15:30

場 所:まちづくり市民交流プラザ 南棟3F 会議室A
(広島市中区袋町6番36号)

説明者:特定非営利活動法人がんばる農家のパートナー 理事

資料代:5,000円

支払方法:現金又は振込

参加申込:当法人HPから申込みをお願いします

<https://ganbaru-partner.com/>

連絡先:082-275-4611

橋本(携帯090-3633-2798)

特定非営利活動法人 がんばる農家のパートナー
広島市西区三篠町1丁目2-24-103